



今日のトピックス

短時間勤務職に係るコース転換日がより柔軟に！

<JP労組の主張>

本部は、これまで、短時間勤務制度を利用した組合員の意見、実態を基に、短時間勤務制度のさらなる拡充と要件緩和を求めてきた。

<会社回答>

会社からは、実態等を基に検討した結果、適用要件について、現状の3要件以外に必要と思われる要件が考えられる場合には、検討もあり得る。



また、短時間勤務職に係るコース転換日は、4月1日だけでなく、10月1日も可能とすることで、より柔軟に働ける職場づくりと働く者のモチベーションを高められるようにしたいとの回答が示された。

本部はこれを受けて、現場の実態から、さらなる転換時期の拡大が必要であると主張しつつも、今春闘ゾーンにおいては、一定の回答があったものと受け止めた。

同性パートナーに係る特別休暇（忌引）が取得可能に！

<JP労組の主張>

本部は、性の多様性に対応し、すべての人が、さらに働きがいを持てる職場とするための具体策、および同性パートナーに係る「扶養手当」の支給について求めた。

<会社回答>

会社は、扶養手当以外の関係する制度も考慮する必要があるとした上で、扶養手当については、離別等の場合において、共同生活の継続性を確認することが現状では困難であり、現時点で支給対象とする判断は難しいとの考え方を示すとともに、性の多様性への対応の一環として、職場でのさらなる意識醸成が必要との観点から、SOGIの理解促進に資する情報発信や、A I I yシールの配布などの取り組みを示すとともに、特別休暇（忌引）のうち「配偶者」について、同性パートナーを含めることとしたい旨の回答が示された。

本部は、手当については、社会情勢等踏まえつつ、今後も要求していくものの、特別休暇（忌引）が取得可能となることについては、一定の前進回答があったものと判断した。

春闘情報はJP労組HP組合員専用サイトからご確認ください。
メールマガジンも登録しよう！



(担当：川本)